

## 《 一般名処方加算について 》

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※<sup>1</sup>一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明・ご不安なことがございましたら、医師より説明いたしますのでお申し出ください。

※<sup>1</sup>一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 《 長期収載品の選定療養費について 》

令和6年10月より長期収載品(厚生労働省が定めた後発医薬品のある先発医薬品)について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方をした場合選定療養の対象となります。 ※後発品が存在する先発品の全てが対象というわけではありません  
(長期収載品の薬価－最も高い後発医薬品の薬価)×1/4×10×消費税を調剤薬局で自己負担いただくこととなります。

栃木リウマチ科クリニック